

事務連絡
令和5年5月2日

都道府県
各 指定都市
中核市

保育主管部（局）
認可外保育施設主管部（局）
認定こども園主管部（局）

御中

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休園等になった
場合の報告の廃止について

日頃より、保育施策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

保育所等において新型コロナウイルス陽性者が発生したことによって休園した
場合については、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が
発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）、
「保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休園等になった場
合の報告について」（令和4年6月3日付け事務連絡）等にて、御連絡いただく
ようお願いしてきたところです。

一方、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予
防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の
位置づけが5類感染症となることから、本事務連絡の発出日をもって、保育所等
の休園状況に関する報告は廃止といたします。

本内容について御了知いただくとともに、都道府県の保育主管部局におかれ
ては、管下の市区町村に周知していただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(保育所、地域型保育事業所、認定こども園について)
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

(認可外保育施設、企業主導型保育施設について)
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室